

○市民協働推進計画（素案）からの修正箇所

※【 】内は、審議会、庁内部会どちらからの修正点なのかを示しています。

1 P 7（誤字の修正）【審議会】

- ・誤：「防火・防火」 ⇒ 正：「防火・防災」

2 P 25（文章の修正）【審議会】

- ・（2）第2次計画策定の重要ポイントの3を修正

**3. 市民活動団体と市との協働の更なる推進**

市民協働によってさらに大きな成果が期待される施策・事業については、これまで以上に市民活動団体と市との協働を進めます。市民協働を進めた方が効率的で量・質が充実したことが期待される事業・施策については、これまで以上に市民団体と市との協働によって進めていきます。

3 P 26（基本方針名の変更）【庁内会議】

- ・基本方針3「財政面の支援の充実」 ⇒ 「財政面の支援」に変更

<p>【基本方針3】 財政面の支援の充実</p>	<p>●市民協働や市民活動を進めていく上で、活動資金の確保や組織体制の強化が必要不可欠です。このため、財政的側面と組織基盤強化という側面から、市民活動等の発展的な展開と組織力の強化及び組織運営の自立を支援します。</p>
------------------------------	--

4 P 33（文章の追加）【審議会】

- ・「福祉に関する」という文章を追加

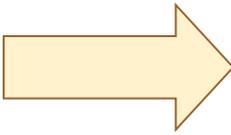
■ 社会福祉協議会の関連事業

(No) 事業名	事業内容
(1-2-3) ボランティア養成講座の開催	ボランティア入門講座や手話基礎講座など、 <b>福祉に関する</b> ボランティア活動を行う人材を養成する講座を開催します。

5 P 32（指標目標値の修正）【審議会】

【基本方針1】

市民活動・ボランティア活動に参加したことがある市民の割合

<p>現状値 (平成28年度)</p> <p>21.6%</p>		<p>目標値 (平成35年度)</p> <p>修正後：26%</p> <p>修正前：25%</p>
--------------------------------------	---	---

## 6 P 3 5、3 6 (文章の修正)【審議会及び庁内会議】

- ・事業番号(2-1-3)及び(2-1-4)の事業内容を修正

<p>(2-1-3) 各市民活動拠点施設の連携強化</p>	<p>市民活動を支援する各拠点施設である市民活動センター、生涯学習ボランティアセンター、社会福祉協議会ボランティアセンターが、市民活動に関する情報を共有し、それぞれの活動に役立てるために連携を図ります。また、拠点施設だけでなく、アンフォーレをはじめとした、市民活動団体が活動する公共施設等との情報共有等を行います。が、市民活動に関する情報を共有し、それぞれの活動に役立てるために連携を図ります。市民活動センター、生涯学習ボランティアセンター、社会福祉協議会ボランティアセンターだけでなく、アンフォーレや他の市民活動を支援する施設とも連携します。</p>	<p>市民協働課</p>
<p>(2-1-4) 市民交流センター・生涯学習ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実(★)</p>	<p>市民交流センター及び生涯学習ボランティアセンターのスタッフや職員が行う相談・コーディネート業務に関する機能を充実させます。機能の充実にあたっては、スタッフや職員の資質向上だけでなく、中間支援活動*を行う市民活動団体と連携していきます。において、市民活動団体の運営や事業実施に関する相談を受付し、市民活動団体の抱える課題の解決の支援や、また、個人や団体からの相談を個別に受付し、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングを実施します。</p>	<p>市民協働課 生涯学習課</p>

## 7 P 3 7 (推進事業の追加)【審議会】

- ・市民企画講座、地域福祉マッチング交流会に関する事業を追加

## 8 P 3 7 (推進事業名の変更)【庁内会議】

- ・「モデル事業活動発表会の開催」 ⇒ 「成果報告会の開催」に変更

## 9 P 3 8 (指標目標値の修正)【審議会】

## 【基本方針 3】

## 市内の N P O 法人数

現状値 (平成 28 年度)	→	目標値 (平成 35 年度)
38 団体		修正後：45 団体 修正前：44 団体

## 10 P 3 8 (文章の修正)【庁内会議】

- ・ (1) の説明文を修正

## (1)補助金等財政面に関する支援

市民活動団体や地域団体が市あるいはさまざまな市民団体等との協働のもとで取り組む公益活動の自立的な発展、ステップアップを促していくための、財政面での支援を行います。市民活動補助制度をはじめとする財政面での支援を行います。

## 11 P 3 9 (文章の追加)【審議会及び庁内会議】

- ・ 事業内容に「プロボノ」及び言葉の注釈を追加

(3-2-5) 市民活動団体の自立を促すための制度の研究(★)	市民活動団体が、自立して活動を継続するための、「伴走支援 <sup>*</sup> 」や「プロボノ <sup>*</sup> 」、「ファンドレイジング <sup>*</sup> 等の資金調達」などの新たな支援策を研究します。	市民協働課
---------------------------------	--	-------

★印はステップアップ事業

※伴走支援：市民活動団体の困りごとに耳を傾け、困りごとや課題の解決に向けてともに悩み、汗を流す、資金面以外の支援のこと。

※プロボノ：社会人が、仕事を通じて培った知識や技術などを社会のために役立てるボランティア活動のこと。

※ファンドレイジング：市民活動団体が、自らの活動のための資金を、広く寄附を募集するなどの手法を用いて調達することを言います。

## 12 P40 (指標目標値の修正)【審議会】

## 【基本方針4】

## 協働という言葉の認知度

現状値 (平成28年度)	→	目標値 (平成35年度)
38.3%		修正後：66% 修正前：65%

## 13 P40 (事業内容の修正)【庁内会議】

- ・事業番号(4-1-4)の事業内容を修正

(4-1-4)↙ 大型モニター等を活用した情報発信の支援↘	アンフォーレ内にある220インチモニターや50インチタッチパネルで、団体↙の情報発信を支援します。↘	アンフォーレ課↘
----------------------------------	--	----------

## 14 P42 (成果指標の変更)【審議会】

## 【変更前】

## 市民活動団体や地域団体と市との協働事業数

現状値 (平成28年度)	→	目標値 (平成35年度)
129事業		193事業

## 【変更後】

## 市民参加・市民活動支援に対する満足度

現状値 (平成27年度)	→	目標値 (平成35年度)
25.9%		38%

15 P 4 2 (文章の修正)【審議会】

- ・(1)の説明文を修正

### (1)市民活動団体や地域団体と市との市民協働の推進

第8次総合計画の将来像「幸せつながる健幸都市・安城」を実現するため、現在各課で行われている協働事業の中から、その一部を抜粋して掲載します。これらの事業を含む市内全体の協働をこれまで以上に推進し、健幸(ケンサチ)まちづくりを、市民協働という視点からすすめます。

第8次総合計画の将来像「幸せつながる健幸都市・安城」を市民協働という側面から実現するため、以下のような「市民活動団体や地域団体との協働事業」を実施します。

16 P 4 5 (推進事業の追加)【庁内会議】

- ・事業番号(5-2-4)に「健幸都市の推進」を追加(再掲分)

17 P 5 0 (文章の修正)【審議会】

- ・(3)の文章を一部修正

### (3)市民版PDCAによる進行管理と市民協働推進会議との連動

一方、本計画の実効性を担保するためには、市が行う進行管理システムだけではなく、市民や市民活動団体、地域団体、事業者との情報共有を図りつつ、市民活動団体等との協働により本計画を推進していく体制を構築することが大切です。

このため、「市民活動団体活動報告会」など様々な団体が集まる機会を通じて、市は、協働に関する施策・事業の進捗状況や今後の方針等を取りまとめた年次報告書を市民や事業者等へ報告・公表していくものとします。また、報告会では参加した市民活動団体から、自ら取り組んできた活動をPDCAの視点から報告していただくとともに、次年度に向けた活動方針を宣言するものとします。これにより、活動のレベルアップを支援します。

これを市民版PDCAとして位置づけ、行政版PDCAと連動させながら進めることにより、計画の進行管理についても協働によって進めていくものとします。

18 P 5 1 (図のタイトルの変更)【庁内会議】

- ・「安城版 市民協働PDCAの仕組み」⇒「市民協働を推進するための仕組み」に変更

## 19 P 5 2 (文章の修正)【審議会】

- ・(2)の文章を修正

**(2)協働を支援する機関の連携強化と役割の明確化**

市民活動センターが軸になって、社会福祉協議会及び社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンターや生涯学習ボランティアセンター、青少年の家ボランティア活動支援センターが相互に連携して市民協働を支援します。

社会福祉協議会は、地域福祉をテーマとした地域団体による協働推進を支援する基幹的な組織として役割を担います。市民活動センターは、市民活動団体による協働推進の基幹的な組織としての役割を担います。

## 20 P 5 3 (連携体制の図の修正)【審議会及び庁内会議】

- ・協働が生まれる場所として、市民交流センター、アンフォーレ等を追加